

「いじめ」への対応

令和5年6月
伊丹市教育委員会

1. いじめの現状

(1) いじめの認知件数

【小学校】

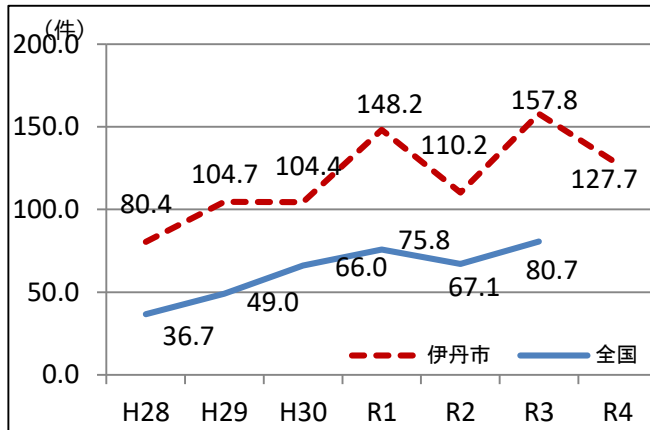
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 伊丹市 (在籍児童1,000人あたりの認知件数) | 902件 (80.4件) | 1,179件 (104.7件) | 1,182件 (104.4件) | 1,665件 (148.2件) | 1,236件 (110.2件) | 1,752件 (157.8件) | 1,414件 (127.7件) |
| 全国 (在籍児童1,000人あたりの認知件数) | 233,668件 (36.7件) | 311,322件 (49.0件) | 421,116件 (66.5件) | 479,447件 (76.4件) | 416,861件 (67.1件) | 496,094件 (80.7件) | 未公表 |

【中学校】

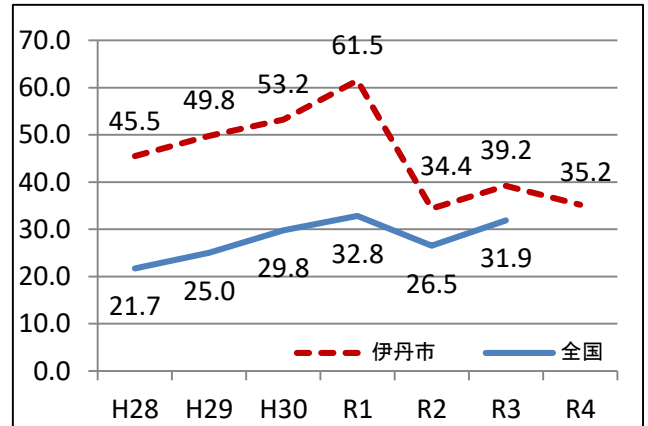
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|-------------------------|
| 伊丹市 (在籍生徒1,000人あたりの認知件数) | 237件 (45.5件) | 256件 (49.8件) | 263件 (53.2件) | 304件 (61.5件) | 175件 (34.4件) | 203件 (39.2件) | 187件 (35.2件) |
| 全国 (在籍生徒1,000人あたりの認知件数) | 68,291件 (21.7件) | 77,137件 (25.0件) | 93,921件 (31.2件) | 102,738件 (34.5件) | 78,537件 (26.5件) | 95,263件 (31.9件) | 未公表 |

(2) 認知件数の推移

小学校 在籍児童1000人あたりの認知件数



中学校 在籍生徒1000人あたりの認知件数



分析

- ① 本市の認知件数が高い要因は、子どものSOSを聞き逃すことなく、積極的に認知する姿勢が定着していること
- ② 令和3年度に再び認知件数が上昇している要因は、行事等の再開により児童生徒の接触機会が増えたことや、集団活動や意見交流の過程で様々な葛藤場面が増えたこと
- ③ 令和3年度に再び認知件数が上昇している要因は、コロナ禍の影響により、児童生徒に様々な心理的ストレスがかかっており、特にストレスが顕在化しやすい小学生において著しく増加したこと
- ④ 令和4年度は認知件数が低下している要因は、いじめアンケートの実施時期を早めたことで、いじめの定義を年度当初に児童生徒と確認し、いじめに対する意識を高め、抑止力として働いたこと

(3)いじめの態様(令和3年度)

| | 区分 | 小学校 | | 中学校 | |
|---|---------------------------------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| | | 本市 | 全国 | 本市 | 全国 |
| 1 | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | 40.8% (951件) | 57.0% | 53.3% (147件) | 62.2% |
| 2 | 仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 11.8% (275件) | 12.3% | 12.3% (34件) | 9.4% |
| 3 | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 20.2% (471件) | 25.0% | 9.8% (27件) | 14.3% |
| 4 | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 10.2% (237件) | 6.3% | 3.6% (10件) | 4.9% |
| 8 | パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 2.0% (47件) | 1.9% | 4.7% (13件) | 9.9% |

分析

- ① 本市、全国ともに区分1が圧倒的に多い。
- ② 本市の中学校の区分2(仲間はずれ)に関する割合が全国より高くなっている。
- ③ 本市の小学校の区分4と区分8の割合が全国より高くなっている。

2. いじめの考え方

(1)国の方針

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

いじめの定義(要約)

当該児童生徒が一定の人的関係にあるものから、**心理的又は物理的な攻撃**を受けたことにより、**精神的な苦痛**を感じているもの

基本的な方針(平成25年)

- ① いじめに当たるか否かの判断は、表面的形式的にするだけでなく、**いじめられた児童生徒の立場に立つ。**
- ② ネットによる誹謗・中傷・悪口などもいじめに追加する。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。

基本的な方針の改訂(平成29年)

- ① 旧基本方針では「**けんか**」が**いじめの定義から除かれていた**ため、けんかに係る記述を訂正(けんかを除くという記述を削除)
⇒ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調整を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ② いじめの解消についての考え方が明記された。
 - ・ いじめの止んでいる期間が相当な期間継続(目安3ヶ月)すること
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(2)伊丹市の方針

共通認識
「いじめはいつでもどこでも起こりうる」

市民総がかりで
いじめへの対応に取り組む

「積極的認知+いじめを減らす」
第2ステージへ

3. 本市の取組

(1)未然防止

- ・ わかる授業の創造(「主体的、対話的で深い学び」「授業のユニバーサルデザイン化」)
- ・ 自発的協同的な活動をもとにした「温かい学級づくり」
- ・ 「自己肯定感」の育成(達成感を味わえるような日々の実践)
- ・ 多面的な視点から議論する道徳教育の充実
- ・ 警察等関係機関から外部講師を招き「情報モラル教室」の実施

(2)早期発見・早期対応

- ・ 定期的なアンケートの実施(年3回)
- ・ 校内相談窓口の設置
- ・ 定期的な研修会の実施による教職員の資質向上
- ・ 校内いじめ対策チームの設置(一部の教職員で抱え込まない)

(3)いじめへの対処

- ・ 「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の策定(平成26年策定)
- ・ 伊丹市いじめ防止等対策審議会の設置
(本市のいじめ対応の中核的組織であり、年4回定期的に開催)
- ・ スクールカウンセラー等による相談体制の整備
- ・ 問題解決への支援体制の整備
- ・ ソーシャルメディアを利用したいじめ等への体制の整備、啓発活動
(いじめ防止対策リーフレットの配布、伊丹市ネットいじめ対策マニュアルの作成)
- ・ 市民のいじめに関する認識の向上 (いじめ防止フォーラムの開催 年1回)

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア： 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ： 児童生徒が相当な期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 調査組織の設置

- ① (1)－アの場合 教育委員会が調査主体(伊丹市いじめ防止対策審議会)
- ② (1)－イの場合 原則として学校が調査主体

(3) 事例から学んだ教訓

- ① 以下について、毎年年度当初の校園長・所長会で周知する。
 - ・不安や悩み等は直接本人から聞き取る。
 - ・Q.U等の調査において、「要支援」と判定された児童生徒に、きめ細かく対応する。
 - ・学級担任や部活動顧問といった一個人で対応するのではなく、学校として組織的に対応する。
- ② いじめ防止のための研修会実施による教職員の意識向上を図る。
- ③ 関係児童生徒が気軽に相談できる体制を整備する。
 - ・相談窓口の周知及び設置(国、県、市)
 - ・SC、SSWの配置